

令和4年度 第4回今帰仁村農業委員会総会

招 集 年 月 日	令和4年 7月26日 (火)			
開 催 場 所	保健センターホール			
開 催 日 時	令和4年 7月26日 午後 1時 30分 開 会			
	令和4年 7月26日 午後 3時 14分 閉 会			
出 席 委 員	1 番	米須 清和	5 番	大城 司
	2 番	平安山 良也	6 番	宮嶋 扶喜子
	3 番	與那嶺 清	7 番	内間 正樹
	4 番	大竹 恭弘	8 番	仲宗根 和盛
欠 席 委 員 番 号				
議 事 録 署 名 委 員	8 番	仲宗根 和盛	1 番	米須 清和

日程第1 会議録署名委員及び書記の任命について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

議 長 (開 会)	今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から令和4年度 第4回今帰仁村農業委員会総会を開会します。 委員は8名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。
議 長 (日程第1)	これより議事に入ります。 日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	異議なしと認め、書記には平良 凜香（たいら りんか）さん、議事録署名委員には、8番 仲宗根 和盛（なかそね かずもり）委員、1番 米須 清和（こめす きよかず）委員を指名します。
議 長 （日程第2）	日程第2 会期の日程について、本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議 長	異議なしと認め、会期は本日1日間と決定します。
議 長 （日程第3）	日程第3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	（諸般の報告） 報告1 利用権設定農地の賃借終了のお知らせについて 報告2 農業用施設届出書の報告について 報告3 利用状況調査（8／1調査）について
議 長 （日程第4）	それでは、日程第4 議案の宣告をいたします。 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第19号 農用地利用集積計画の意見決定について 議案第20号 農地転用事業計画変更承認申請について 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第22号 今帰仁農業振興地域整備計画の変更について 意見決定について 以上です。 本日の提案された議案第18号から第22号までですが、そのうち現地確認を必要とするのが7件ございます。現地資料確認を行ってから審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議 長	異議がないようでありますので、ただ今から現地資料確認のため休

		憩をいたします。
	休憩	午後 1時 37分
	再開	午後 1時 50分
議	長	休憩前に引き続き再開します。 ただ今より、議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	局 それでは私のほうから議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明いたします。お手元の資料 1ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」の内容を説明) 事務局といたしましては、2ページから3ページにあります【別添】「3条調査書」及び当該地元委員による申請内容の確認を踏まえ、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。 以上です。
議	長	ただ今、説明がありました議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」質疑はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きまして、議案第19号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	局 それでは、私のほうから議案第19号「農用地利用集積計画の意見決定について」説明いたします。お手元の資料 4ページをお開き下さい。

	(議案書読み上げ) 5ページをお開き下さい。今回の申請は利用権の設定等を受ける者、借受人が5名、利用権の設定等をする者、貸付人が5名です。 設定筆数は計9筆、合計面積13,908㎡。使用貸借が4筆、賃貸借5筆となっています。なお、詳細についてはお目通し下さい。 (議案書に基づいて議案第19号「農用地利用集積計画の意見決定について」の利用権設定等関係の内容を説明) 6ページをお開き下さい。所有権移転関係について説明致します。 譲受人1名、譲渡人1名、所有権移転1筆、合計面積3,163㎡、売買です。こちらも詳細についてはお目通し下さい (議案書に基づいて議案第19号「農用地利用集積計画の意見決定について」の所有権移転関係の内容を説明) 事務局としましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上です。
議長	ただ今、事務局から説明がありました議案第19号「農用地利用集積計画の意見決定について」5ページの利用権設定等関係整理番号4番から5番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委員	議案第19号「農用地利用集積計画の意見決定について」利用権設定等関係整理番号4番から5番については、今帰仁村が設定した下限面積5,000㎡以上の農地を利用権設定する新規就農者で、令和4年7月19日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、特に問題はないと思います。 以上です。
議長	ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。

		(質疑なし)
議	長	議案第19号「農用地利用集積計画の意見決定について」異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	議案第19号「農用地利用集積計画の意見決定について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きまして議案第20号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題とします。整理番号1番から審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。
事	務	局 そそれでは、私のほうから議案第20号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号1番について説明いたします。 (議案書に基づいて議案第20号整理番号1番について内容を説明) 申請内容については県と調整済みです。以上です。
議	長	ただ今、事務局から説明がありました議案第20号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号1番について本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委	員	議案第20号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号1番については、令和4年7月19日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ特に問題はなく、やむを得ない転用と考えます。 以上です。
議	長	ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第20号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号1番について異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)

議 長	議案第 20 号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号 1 番については異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きまして議案第 20 号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号 2 番について審議したいと思います。こちらは議案第 21 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 5 番との同時申請になっておりますので、併せて説明したいと思います。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第 20 号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号 2 番及び議案第 21 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 5 番について説明いたします。 お手元の資料 7 ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第 20 号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号 2 番について内容を説明) 続きまして、お手元の資料 8 ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第 21 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 5 番について内容を説明) 以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第 20 号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号 2 番及び議案第 21 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 5 番について本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第 20 号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号 2 番及び議案第 21 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 5 番については、令和 4 年 7 月 19 日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。 以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件につ

		いて質疑はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第20号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号2番について、異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことでありますので、議案第20号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号2番については原案通り可決決定いたします。 続きまして議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号1番から審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。
事	務	局
		それでは、私のほうから議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について説明いたします。 お手元の資料 8ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第21号整理番号1番について内容を説明) 事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。 以上です。
議	長	ただ今、事務局から説明がありました議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委	員	議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番については、令和4年7月19日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、やむを得ない転用と考えます。以上です。
議	長	ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件につ

		いて質疑はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第 2 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について、異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことでありますので、議案第 2 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番については原案通り可決決定いたします。 続きまして議案第 2 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。
事	務	それでは私のほうから、議案第 2 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番について説明いたします。 (議案書に基づいて議案第 2 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番について内容を説明) 事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第 2 種農地として判断しました。 以上です。
議	長	ただ今、事務局から説明がありました議案第 2 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委	員	議案第 2 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番については、令和 4 年 7 月 1 9 日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。 以上です。
議	長	ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件につ

		いて質疑はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第 2 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番について、異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことでありますので、議案第 2 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番については原案通り可決決定いたします。 続きまして議案第 2 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 3 番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。
事	務	局
		それでは私のほうから、議案第 2 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 3 番について説明いたします。 (議案書に基づいて議案第 2 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 3 番について内容を説明) 事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第 2 種農地として判断しました。 以上です。
議	長	ただ今、事務局から説明がありました議案第 2 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 3 番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委	員	議案第 2 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 3 番については、令和 4 年 7 月 1 9 日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。 以上です。
議	長	ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件につ

		いて質疑はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第 2 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 3 番について、異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことでありますので、議案第 2 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 3 番については原案通り可決決定いたします。 続きまして議案第 2 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 4 番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。
事	務	局
		それでは私のほうから、議案第 2 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 4 番について説明いたします。 (議案書に基づいて議案第 2 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 4 番について内容を説明) 事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第 2 種農地として判断しました。 以上です。
議	長	ただ今、事務局から説明がありました議案第 2 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 4 番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委	員	議案第 2 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 4 番については、令和 4 年 7 月 1 9 日に申請者と地元委員と共に面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、やむを得ない転用と考えます。 以上です。

議	長	ただ今、事務局からの説明及び面接対応委員からの報告がありました が、本件について質疑はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第 21 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理 番号 4 番について、異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことでありますので、議案第 21 号「農地法第 5 条の 規定による許可申請について」整理番号 4 番については原案通り可決 決定いたします。 続きまして議案第 21 号「農地法第 5 条の規定による許可申請につ いて」整理番号 5 番について審議したいと思います。事務局の説明を お願いします。
事 務 局		それでは私のほうから、議案第 21 号「農地法第 5 条の規定による許 可申請について」整理番号 5 番について説明いたします。 (議案書に基づいて議案第 21 号「農地法第 5 条の規定による許可申請 について」整理番号 5 番について内容を説明) 事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共 投資がなされたことのない生産性の低い第 2 種農地として判断しまし た。 以上です。
議	長	ただ今、事務局からの説明及び議案第 20 号「農地転用事業計画変更 承認申請について」整理番号 2 番の審議の際に面接対応委員からの報告 がありましたが、本件について質疑はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第 21 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理 番号 5 番について、異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことでありますので、議案第 21 号「農地法第 5 条の

	規定による許可申請について」整理番号５番については原案通り可決決定いたします。 続きまして、議案第２２号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、私のほうから議案第２２号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」説明いたします。 お手元の資料９ページをお開き下さい。 (議案書読み上げ) ここで、資料確認のため、休憩をお願いします。
議長	それでは資料確認のため、休憩します。
	休憩 午後 ２時 ３９分 (資料確認及び議案第２２号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」説明) 再開 午後 ２時 ４３分
議長	休憩前に引き続き再開します。さきほど事務局から説明がありました、議案第２２号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」質疑はございませんか。
委員	ちょっと聞きたいんですけど、平成４年度の土地改良事業で整備された土地を８年以上経過しているから問題ないという事ですか？
事務局	その場合、８年という事もありますが、基本的には除外と違って用途変更で農業的利用なので、そういう形で受付しています。
委員	農業的利用でも８年未満だったら出来ないですね？
事務局	それは超えているので

委 員	それと、用途変更とか4条の届出とか許可するのに、一部分の地域区分の取扱じゃないですか、建物だけじゃなくてその周辺をふくめて+αで、転用する場所という事で、取り扱うと思うんですけど、元に戻すとは、
事 務 局	90㎡を超えるヤギ小屋があって、県とも現場を確認しに行ったんですが、それを是正するという事で、90㎡以上だと開発許可になりますよということで、本人を指導して、始末書を付けさせていて、それで90㎡に縮小したうえで、原状回復をして申請しなさいということで今回の手続きに至ってます。
委 員	ヤギ小屋周辺を農地として使えるようにさせているという事ですか。
事 務 局	そうです。農地として原状回復させています。県の担当とも協議をしたうえでこういう対応をしています。
委 員	これからの為にも、今後どういう風に取り扱いをするかというのをきちんと決めてほしいです。
議 長	議案第22号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」異議はございませんか。
	(異議あり)
議 長	議案第22号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」は異議があるため、多数決を取りたいと思います。
	可0人 否7人
議 長	議案第22号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」は、否決多数の為、否決決定いたします。

[illegible]

